

令和7年度介護職員の働きやすい職場環境づくり 内閣総理大臣・厚生労働大臣表彰に係る応募要領

1 事業目的

職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、介護職員の働く環境改善を推進するため、「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」へ愛知県から推薦する事業所を選定することを目的とする。

2 応募資格

国通知「令和7年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰について」（老発1205第4号令和6年12月5日）（以下「国通知」という。）で規定する以下の事業者。

- (1) 介護サービス事業所（介護保険法第8条第1項に定める「居宅サービス」、「地域密着型サービス」及び第8条の2に定める「居宅介護支援」を実施している者（各介護予防サービス、介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む）
※介護保険サービスが対象となります。例えば、訪問看護事業所の場合は介護保険サービスとして指定を受けていれば応募可能です。
- (2) 介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム（いわゆる介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム等）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の事業者

3 応募方法

推薦を受けたい事業者は、次に掲げる書類を提出期限までに提出すること。

- (1) 提出書類
国通知 別紙2 推薦調書
国通知 別紙3 関係法令遵守報告書
- (2) 提出期限
令和7年2月5日（水）午後5時（必着）
- (3) 提出先
愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指導第二グループ
- (4) 提出方法
電子メール
Mail : kaigo-shitei@pref.aichi.lg.jp

(5) 留意事項

- ア 事業所単位での応募とする。法人単位での応募は不可。
- イ 1施設内の複数の介護サービス事業所で取り組んでいる場合、チーム構成や主として取組を実施した職員数等を勘案して合理的と判断できるサービス種別で応募すること。

4 審査方法・選定等

以下の評価項目に基づいて県が審査を行い、推薦事業所を決定する。

- (1) 課題に対応した取組となっているか
- (2) 著しい成果が上がっているか
- (3) 独自性、斬新性があるか
- (4) 他に波及させたい取組となっているか
- (5) 待遇改善、人材育成、生産性向上に係る主な取組がなされているか

5 愛知県から厚生労働省への推薦事業所数

1から3。

6 その他

審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出や内容の照会をする場合があるため、対応すること。

7 問合せ先

【担 当】 愛知県福祉局高齢福祉課 介護保険指導第二グループ

【住 所】 〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎2階）

【電 話】 052-954-6861（ダイヤルイン）

【メールアドレス】 kaigo-shitei@pref.aichi.lg.jp